

愛媛県感染対策ネットワーク

(Ehime Infection-control Networks : EINs)

会 則

令和7年9月27日 施行

(目的)

第1条 愛媛県感染対策ネットワーク（Ehime Infection-control Networks、以下「EINs」という。）は、地域の感染症対応力の向上を目指して、平時から県内の医療機関、研究機関及び行政機関が密接に連携し、感染症及び感染対策の課題等を共有し対策を検討することにより、関係者の知識の向上及び質の高い医療体制の構築を図るとともに、感染症危機発生時における迅速な医療体制の構築及び運営の支援を目的とする。

(構成機関)

第2条 EINsは、愛媛県内の感染対策向上加算1取得病院、感染症指定医療機関、感染症協定指定医療機関、検査機関及び行政機関等のうち、別表1で定める機関（愛媛大学感染制御学講座、愛媛県、愛媛県立衛生環境研究所を含む）で構成する。

(事業)

第3条 EINsは、第1条の目的を達成するため、下記に掲げる事業を行う。

- 1 ネットワーク会議及び研修会の開催
感染症に関する情報共有及び対策の協議のための会議及び研修会を原則として年1回開催する。
- 2 感染症危機発生時など有事の際の緊急会議の開催
感染症危機発生時など有事の際には、必要に応じ緊急会議を開催し、迅速な医療体制の構築及び運営の支援等について協議、情報の発信、共有を行う。
- 3 メーリングリストの作成
情報共有（講演会、研修会の案内（企業主催のものを除く）を含む）及び対策の協議のため、第2条の構成機関において感染制御に携わる医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務担当者、行政関係者等をメンバーとするメーリングリストを作成する。
- 4 その他第1条の目的に沿った事業

(役員)

第4条 EINsに役員として、会長、副会長、幹事を置く。

- 1 会長は愛媛大学大学院医学系研究科感染制御学講座教授とし、EINsを代表し総括する。
- 2 副会長は2名とし、第2条の構成機関の職員の中から会長が選任する。ただし、1名は愛媛県保健福祉部健康衛生局長の職にある者をもって充てるものとする。
- 3 幹事は15名以内とし、第2条の構成機関の職員の中から、副会長の同意を得て会長が選任する。
- 4 幹事の任期は3年とし、再任は妨げない。

(役員会)

第5条 EINsに役員会を置く。

- 1 役員会は、前条の会長、副会長及び幹事をもって構成し、会長が招集する。
- 2 役員会の開催は、年2回とし、原則として1回は研修会と同日に開催する。

- 3 役員会は、役員の二分の一以上の出席により成立する。
- 4 役員会は、出席役員の内、過半数の賛同により議決する。

(会計)

第6条 EINs は、愛媛大学大学院医学系研究科感染制御学講座及び愛媛県の経費で運営を行う。

(細則)

第7条 本会則に定めるもののほか、EINs の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定めることができる。

前項は、出席役員の二分の一以上の賛同により議決する。

(事務局)

第8条 EINs の事務局は、愛媛大学大学院医学系研究科感染制御学講座及び愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課に置く。

(個人情報の取扱い)

第9条 構成機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定並びに各施設における規定を遵守し、EINs に関連する事業の実施により知り得た個人情報を、当該目的以外に利用及び他へ漏洩してはならない。

附 則

本会則は、令和7年9月27日から施行する。

本会則施行から3年の活動を経て、継続の必要性について役員会で検討するものとする。